

令和4年12月14日成田市水道事業管理規程第6号

成田市水道事業管理者の所管に係る成田市個人情報の保護に関する法律等施行規程

水道事業管理者の権限を行う市長が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び成田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第24号）の施行については、成田市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和4年規則第63号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。
（成田市水道事業管理者の所管に係る成田市個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 2 成田市水道事業管理者の所管に係る成田市個人情報保護条例施行規程（平成18年水道事業管理規程第2号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この管理規程の施行の日前に個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第23号）第1条の規定による廃止前の成田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号。以下「旧条例」という。）第14条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第3項において準用する第14条第2項又は第37条第1項若しくは第2項において準用する第14条第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。